

## (報告事項) 尾張中部地域の第1次救急医療体制について

報告者：清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町

(実施主体：西春日井広域事務組合)

尾張中部地域内の西部(清須市内)・東部(北名古屋市内)の2か所の休日急病診療所は、耐震や老朽化等を理由に休止しておりましたが、2024(令和6)年3月29日をもって廃止しました。現在は在宅当番制の体制で実施しております。

### 【参考】

愛知県地域保健医療計画

P.276

第3部 医療提供体制の整備

第12章 2次医療圏における医療提供体制

第1節 名古屋・尾張中部医療圏

3 圏域の医療提供体制

(6) 救急医療対策(尾張中部地域)

《現 状》(抜粋)

1 第1次救急医療体制

- 内科・小児科系の休日昼間における第1次救急医療体制は、尾張中部地域内の西部(清須市内)・東部(北名古屋市内)の2か所の休日急病診療所で診療を実施していましたが、現在は休止しています。外科系についても休日昼間は在宅当番医制で実施していましたが、現在は休止しています。また、夜間の診療体制は、内科・小児科系及び外科系ともに未整備です。